

令和7年度 さいたま市立谷田小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活や地域における生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校や地域をつくるため、そして、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立谷田小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめを絶対に許さない、見過ごさない学校風土や学級風土づくり、地域風土づくりに努める。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係をはぐくむ教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって実効的な取組を行う。
- 4 いじめの早期解消に向けて、該当児童の安全を確保するとともに、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 5 学校と家庭・地域・関係機関が連携・協力し、いじめが発見された場合は、速やかにいじめ対策委員会において情報を共有し、組織的な対応につなげる。
- 6 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育、道徳教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。
- 7 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

※ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

IV 組 織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- （1）目 的：学校や地域におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため本委員会を設置する。

- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校地域連携コーディネーター、学校運営協議会委員（PTA 会長、自治会長含む）

※必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さわやか相談員、民生児童委員など構成員以外の関係者を招集し、対応する。

(3) 役 割

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・早期発見・事案対処のため、いじめの疑いの情報の収集と記録、共有
- ・いじめの情報があつた時の事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・被害者への支援、加害者への指導体制・対応方針の決定と保護者との連携

【谷田小学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校の基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校の基本方針が機能しているかの点検・見直し（P D C A サイクル）

(4) 開 催

- ア 定 例 会（年 3 回開催）
- イ 校内委員会（生徒指導委員会と兼ね、年 1 2 回開催）
- ウ 臨 時 部 会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(5) 内 容

- ア いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、取組の進捗状況の確認、定期的検証（P D C A サイクルの実行を含む）
- イ 教職員の共通理解と意識啓発のための校内研修の実施
- ウ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- カ 発見されたいじめ事案への対応
- キ 構成員の決定
- ク 重大事態への対応

2 谷田っ子いじめ対策「笑顔の学校」委員会

- (1) 目 的：児童が、いじめの問題について、自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校をつくろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：代表委員会（4 年～6 年代表委員）
- (3) 開 催：6 月、1 1 月
- (4) 内 容
 - ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
 - イ 話し合いの結果を全校に提言する。

ウ 提言した取組を推進する。

エ いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長や各クラブの部長、代表委員が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

① 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

② 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2 主として他の人とかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

実施要綱に基づき、以下の内容について取り組む。

- ・ 児童啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・ 児童会によるいじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・ 校長等による講話
- ・ 「いじめ防止指導事例集」等を活用し、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・ 学校だよりやPTA 広報誌による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気づき、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

教育活動全体を通して、「人間関係プログラム」の授業の中で児童が自発的に設定した行動目標を実践する直接体験の場や機会を意図的・計画的につくり、人と関わる際に必要となる力の定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

「人間関係プログラム」に係る調査の結果により、各学級担任を中心に児童一人ひとりの心の状況や学級の傾向を把握し、あたたかな雰囲気 of 学級づくりに生かし、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

(1) 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

(2) 授業の実施 1年生：11月 2年生：11月 3年生：7月

4年生：6月 5年生：6月 6年生：6月

5 メディアリテラシー教育を通して

(1) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施

① 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくスマートフォンやタブレットを使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

② 「スマホ・タブレット安全教室」の実施：第5学年 6月

6 人権作文・人権標語の取組を通して

(1) 人権作文や人権標語の取組を通して、児童の人権意識の高揚を図り、人権の意義・内容や重要性について理解を深め、いじめの問題をはじめとする様々な人権問題を解決しようとする児童を育成する。

(2) 取組の時期：6月（作文）9月（標語）

7 保護者との連携を通して

(1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。

(2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

(3) 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

○ 早期発見のポイント

・児童のささいな変化に気付くこと。

・気付いた情報を共有すること。

・情報に基づき、速やかに対応すること。

(1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名と「心の元気レベル」を児童に自己申告させることによる朝の健康観察の徹底

(2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書、ノート等の落書き、隣と机が離れている等

(3) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる等

(4) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番や片付けを押し付けられる等

(5) 金管：練習を無断で休む、雑用をやらされている等

(6) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たせられる等

※ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施：4月、9月、1月（年3回以上）※必要に応じて実施する。

(2) アンケート結果：学年・学校全体で情報共有する。

(3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談した児童について、市教委から配付されている面談記録シートに、「いつ」「誰が」「どこで」「どのくらいの時間」「どのような内容（児童の様子も含む）」か記録をとって保存し、学年・学校全体で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

(1) 簡易アンケートの実施（4、9、1月は心と生活のアンケート）やスクールダッシュボード「おはようメーター」を活用し、毎月の「いじめ状況調査」に反映させる。

(2) いじめを認知したときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 月2回、教育相談日を設定する。
- (2) 年1回、「教育相談週間（日）」を設定する。
- (3) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ① 教育相談だよりの発行
 - ② さわやか教育相談室の充実

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：10月（年1回、学校評価アンケートと併せて実施）
- (2) アンケート結果の活用：学校評価結果とともに公表し、以後の指導改善、いじめのない学校作りに役立てる。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生児童委員：民生児童委員連絡会にて、情報提供・情報交換を行う。
- (2) 防犯ボランティア：防犯ボランティア連絡会にて、情報提供・情報交換を行う。
- (3) 学校評議員：学校評議員会にて、情報提供・情報交換を行う。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いのあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、速やかにいじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、学校の組織的な対応につなげる。

- 校長は、指導の方針を明確に示し、組織的な対応を行うため、状況に応じていじめ対策委員会を開催する。また、対応の結果を教育委員会に報告する。
- 教頭は、校長を助け、校長の示す方針に沿って組織的な対応ができるようにする。
- 教務担当者は、いじめへの対応が進行中も、教育課程の確実な実施が行われるよう、連絡調整にあたる。
- 担任は、速やかに管理職・生徒指導主任に報告するとともに、同学年の生徒指導担当等とともに、①事実の確認②事実のつきあわせ③当事者の児童への事実確認と指導④保護者への報告・謝罪を行う。
- 学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行い、担当する学年担任と情報共有を行う。いじめた児童に自らの行為の責任を自覚させるため、担任の指導に指導・助言する。また、情報を管理職に報告する。
- 担任外は、担任及び管理職・生徒指導主任に報告し、担任とともに①事実の確認②事実のつきあわせ③当事者の児童への事実確認と指導を行う。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、児童の悩みや問題の解決を図るために、校内・校外のコーディネーターとして心理に関する専門的な知識を有する職員、関係諸機関等との連絡・調整を図る。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるよう、必要に応じて保健室を学習の場として提供する。
- クラブ・委員会活動の担当者は、担任及び管理職・生徒指導主任に報告し、担任とともに①事実の確認②事実のつきあわせ③当事者の児童への事実確認と指導を行う。

- さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。必要に応じて教育相談部会に出席する。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメント（評価・査定）に基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリング等を行う。
- スクールソーシャルワーカーは、情報の提供及び専門的な立場から、児童生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
- 児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

ア)「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・ 児童が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・ 年間30日を目安とする
- ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 谷田小学校いじめ防止基本方針の周知徹底（４月）
- (2) 谷田小学校いじめ防止基本方針の修正（２月）

2 校内研修

- (1) 「わかる授業」「みんなが楽しい授業」をすすめること

学校課題研修や一般研修、市教委による計画訪問等の研修の機会を活用し、すべての児童が意欲的に参加できる授業づくりを目指して、全学級において「わかる授業」「みんなが楽しい授業」を推進する。

- (2) 学級・学年経営、生徒指導・教育相談に係る研修

夏季休業中と２月に、事例研修を実施し、児童理解や資料の共有に基づいた組織的・効果的な指導の促進を図る。

- (3) 情報モラル研修・「ネットいじめ」に係る研修の実施

- ① ねらい：児童が安全に正しくインターネットや携帯電話を使用できるようにするための指導力向上を図る。
- ② 回数：年に１回（夏季休業中）
- ③ 備考：ICT教育推進部・人権教育部と連携して、児童の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

X PDCAサイクル

本校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルにより、さらに実効性の高いいじめの防止等の取組を実施する。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う時期：各学期末とする。

- 2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期：１０月（学校評価と兼ねる）

- (2) いじめ対策委員会の開催時期：

- ・ ６月（学校運営協議会と併せて実施）
- ・ １１月（学校運営協議会と併せて実施）
- ・ ２月（学校運営協議会と併せて実施）

- (3) 校内研修会の開催時期（予定）

- ・ ６月：児童理解研修
- ・ ８月：ゲートキーパー研修
- ・ ８月：情報モラル研修 人権研修
- ・ ２月：生徒指導に係る研修